

国道33号沿道にて、電柱の倒壊による道路閉塞を防止するため 「届出・勧告制度(道路法44条)」の区域指定に関する手続きを行います

災害時に道路区域外の沿道の民地に設置される電柱等の倒壊による道路閉塞の危険がある箇所について、電柱等を設置する際に事前の届出と、必要に応じて変更等の勧告を行える制度を令和3年度に創設しました。

この度、制度の対象区域として、松山ICから愛媛県総合運動公園までを結び防災上重要と考えられる、国道33号沿道の範囲(延長約4.8km)での区域指定の手続きを行います。

なお、資料閲覧を下記予定で行いますのでお知らせします。

- 資料閲覧場所：松山河川国道事務所 1階ロビー
- 資料閲覧時期：令和5年1月26日～2月8日



※この地図は国土地理院の地理院地図に加筆したものである。

■ 問合せ先 ■

国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所
住所:愛媛県松山市土居田町797-2 電話:089-972-0034(代)
道路管理第二課 「届出・勧告制度」担当

沿道区域における「届出・勧告制度」の概要

〇目的

沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止(道路法改正(R3.9施行))

〇制度の概要

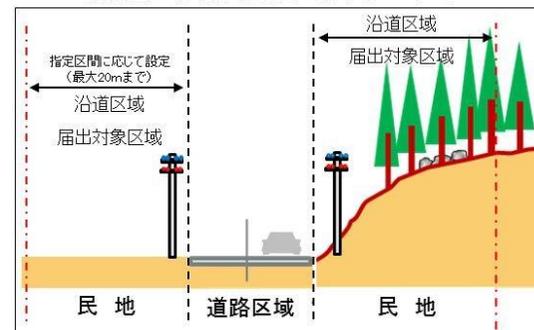
道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(電柱等*)を設置する際は、設置者*から道路管理者へ届出。

届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告。

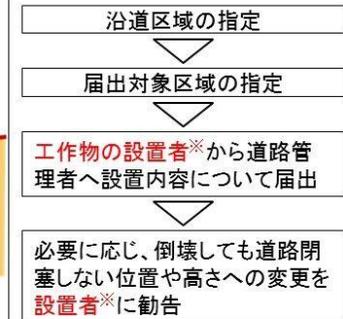
【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】



【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



【手続きの流れ】



沿道区域:道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域
届出対象区域:沿道区域の全部又は一部において、電柱を設置する際、届出が必要な区域

※今回指定する工作物は「電柱」を予定しているため、届出を行う設置者は「電線管理者(四国電力、NTT等)」となります。

【道路の閉塞を防止する仕組み(イメージ)】



その他、「届出勧告制度の概要」や道路法の条文については以下のホームページを参照下さい。
「国土交通省道路局のページ」https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_23_01.html

沿道区域における「届出・勧告制度」の概要

■制度の目的

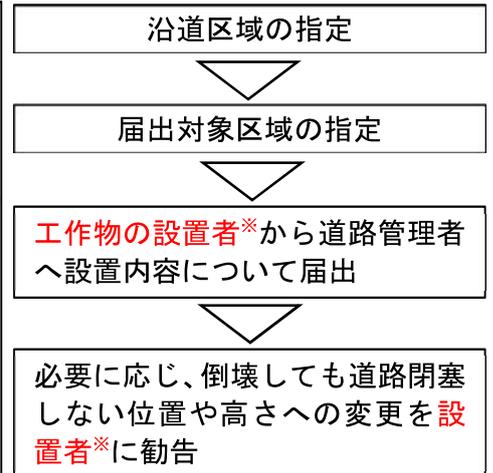
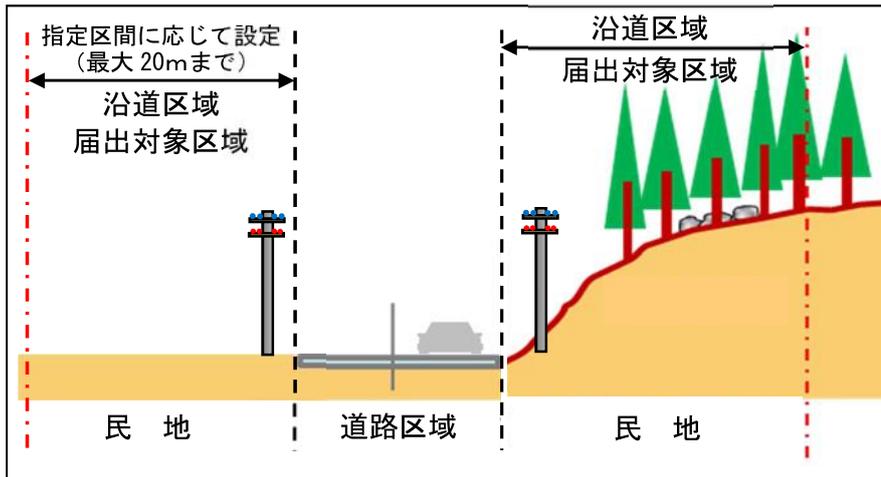
沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止(道路法改正(R3.9 施行))

■制度の概要

道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(電柱等^{*})を設置する際は、設置者^{*}から道路管理者へ届出。

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】

【手続きの流れ】

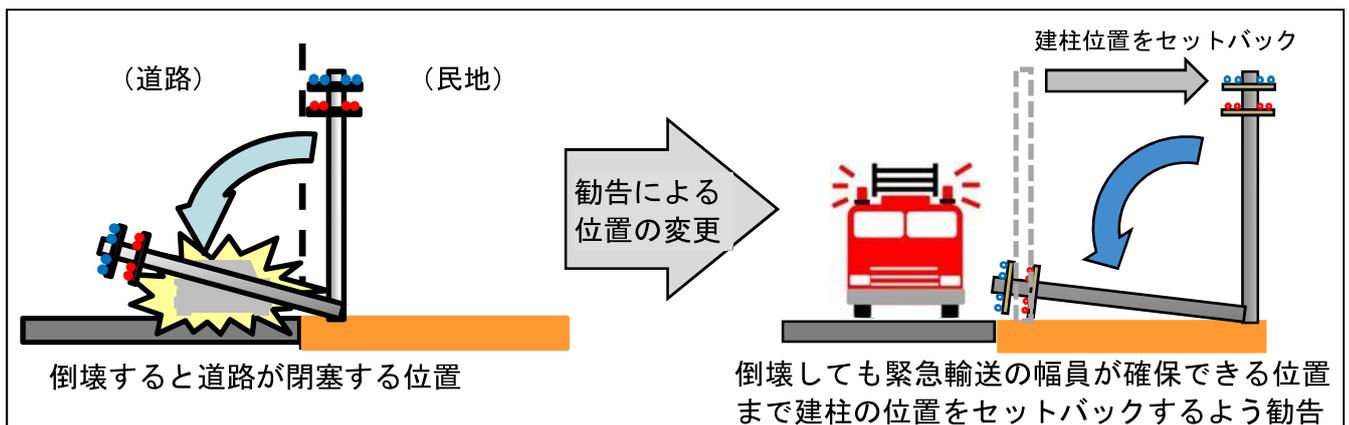


沿道区域：道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域

届出対象区域：沿道区域の全部又は一部において、電柱を設置する際、届出が必要な区域

※今回指定する工作物は「電柱」を予定しているため、届出を行う設置者は「電線管理者(四国電力、NTT等)」となります。

【道路の閉塞を防止する仕組み(イメージ)】



その他、「届出勧告制度の概要」や道路法の条文については以下のホームページを参照下さい。

「国土交通省道路局のページ」https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_23_01.html

■資料閲覧場所

松山河川国道事務所 1階ロビー

■資料閲覧時期

令和5年1月26日～2月8日

■問合せ先

国土交通省 四国地方整備局

松山河川国道事務所 道路管理第二課

担当：川田憲男、田村典世、浪花弘佑

住所：〒790-8574 愛媛県松山市土居田町 797-2

電話：(089) 972-0034 (代表)